

番号	1.
項目	申請者の意向を示した。人には（住所・氏名・要件）ただちに申請を受理し、保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守する事、遅れた場合は、申請者にその理由を書面で明示すること。
（回答） 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、速やかに提出するよう説明し、申請書が提出されれば、受理しているところです。 なお、保護の決定は迅速に行うよう常に心がけておりますが、法定期限である 14 日を超える場合には、生活保護法第 24 条第 6 項のとおり、通知に決定が遅れた理由を記載しています。	
担当	旭区役所 生活支援課 電話：06-6957-9872

番号	2.
項目	保護開始前の違法な就労指導などの「助言指導」はしないこと、就労指導は、27条の精神に基づき、当事者の意向を尊重すること。
(回答) 保護申請時には、要保護者が自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は助言を行うものとされています。 保護は、利用し得る財産、能力その他あらゆるものを活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、丁寧に説明を行ったうえで進めていきます。	
担当	旭区役所 生活支援課 電話：06-6957-9872

番号	3.
項目	生活保護申請者の高いハードルとなっている「扶養照会」は、申請権を保障するために申請者の意向を汲んだ運用をする事、DV や長年音信不通など、実態を無視した扶養照会は本人の同意を得て行うこと、実態を無視した扶養照会は文書に申請者や被保護者の個人情報である住所の記載はしないこと。
(回答) 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いしています。 ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、被保護者に聞き取りを行ったうえで、個々の状況から判断して照会しています。 なお、扶養照会書については、生活保護法施行細則準則に則っています。	
担当	旭区役所 生活支援課 電話：06-6957-9872

番号	4.
項目	保護費の漏給や過護払いを防ぐためにも、いまの保護決定通知書では分かりにくいので、分かりやすいものにする事。また、年金や給与の収入認定の場合は、内訳の明細が判るものにする事、
(回答) 生活保護法第 24 条に基づき、保護の決定に際し生活扶助等の明細を記入した保護決定通知書を送付しています。 また、金額等に不明な点があれば、担当ケースワーカーへ問い合わせいただければ、丁寧に説明させていただきます。	
担当	旭区役所 生活支援課 電話：06-6957-9872

番号	5.
項目	携帯電話も電話回線もない高齢者世帯には、緊急通報システムと福祉電話を周知すること。
(回答) 旭区では、区ホームページから大阪市ホームページにリンクさせ、高齢者の方が在宅で生活するための福祉サービスとして緊急通報システムと福祉電話（高齢者用電話）を周知しています。 また、冊子「介護サービス事業者ガイドブック ハートページ」にも掲載し、周知しています。	
担当	旭区役所 福祉課 電話：06-6957-9857

番号	6.
項目	申請時の <u>つなぎ資金</u> や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月まで増額すること。
(回答) 生活保護を決定している方に対しては、生活保護費の支払い開始日までのつなぎ資金として、緊急援護資金貸付事業において貸付を実施しております。 生活保護受給世帯においても、大阪府社会福祉協議会が実施・運営しています生活福祉資金貸付制度の貸付の対象となることがあります。 (下線部について回答)	
担当	旭区役所 福祉課 電話：06-6957-9857